

地方創生SDGs
宣言・登録・認証制度ガイドライン
2024 年度
【第二版】

2024 年 11 月

地方創生SDGs金融調査・研究会
(事務局:内閣府地方創生推進事務局)

はじめに

はじめに

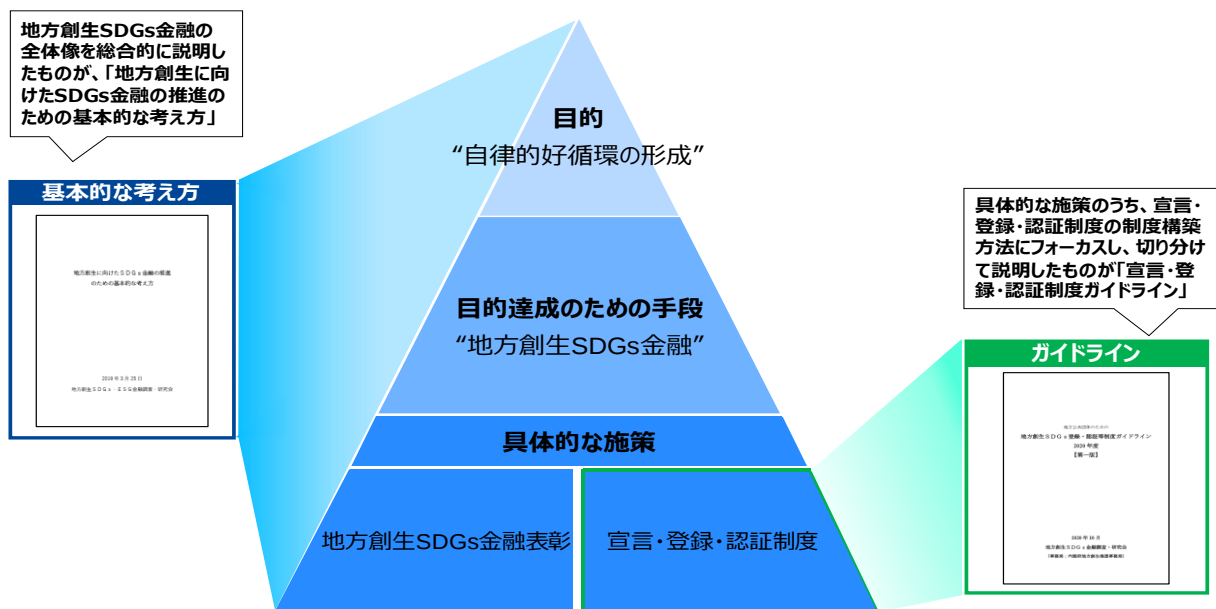
2019年3月25日付で、「地方創生SDGs・ESG金融調査・研究会」（以下、「調査・研究会」とする。）より、「地方創生に向けたSDGs金融の推進のための基本的な考え方」¹（以下、「基本的な考え方」とする。）が示された。「基本的な考え方」においては、地域の多様なステークホルダーが連携して、地域課題の解決に向けて、キャッシュフローを生み出し、得られた収益を地域に再投資する「自律的好循環（地域における資金の還流と再投資）」を形成する重要性が示されている。

2024年3月、「地方創生SDGs金融」の進展状況、社会・経済情勢の変化を踏まえ、改めて「基本的な考え方」を整理した。自律的好循環を形成する方法として、目的、手段、施策、地方創生SDGs金融表彰、地方創生SDGs宣言・登録・認証制度を体系的に再整理し、地方創生SDGs宣言・登録・認証制度ガイドラインの位置づけを明確にするとともに、自律的好循環の事例を別冊として追加した。

調査・研究会は、自律的好循環の形成促進に向け、地域の企業や団体等（以下、「地域事業者」とする。）の地方創生SDGs達成に向けた取組の「見える化」を目的とする「地方創生SDGs登録・認証等制度ガイドライン」²を2020年10月に公表した。

今般、改訂した本ガイドラインは、先行して構築している地方公共団体の成果等を踏まえ、第一版の内容を更新し、より一層の制度普及と発展を図るものである。

なお、本ガイドラインは、必要に応じ、関係各分野からの意見を踏まえながら継続的に見直しを実施する予定である。



¹ 地方創生SDGs金融の推進に向けた基本的な考え方

[fundamental2023.pdf](https://www.fundamental2023.pdf) (chisou.go.jp)

² 地方創生SDGs登録・認証等制度ガイドライン【第一版】

https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/kaigi/pdf/sdgs_finance_guideline.pdf

27	目次	
28	はじめに	2
29	はじめに.....	2
30	第1章 本ガイドラインの目的・構成.....	5
31	1－1. 本ガイドラインの目的.....	5
32	1－2. 本ガイドラインの構成.....	5
33	第2章 地方創生SDGsの推進.....	6
34	2－1. 国連におけるSDGsの採択と国内における取組.....	6
35	2－2. 地方創生SDGsの推進	6
36	2－3. 地方創生SDGs金融を通じた自律的好循環の形成	7
37	第3章 「地方創生SDGs宣言・登録・認証制度」の概要	8
38	3－1. 「地方創生SDGs宣言・登録・認証制度」の現状	8
39	3－2. 「地方創生SDGs宣言・登録・認証制度」の目的と位置づけ	9
40	第4章 「宣言」「登録」「認証」制度の構築及び運用方法	10
41	4－1. 「宣言」「登録」「認証」制度の定義.....	10
42	4－2. 各制度の構築及び運用方法の全体像.....	12
43	4－3. 制度選択.....	13
44	4－4. 要件設定.....	13
45	4－5. 制度運用.....	14
46	参考： ロジックモデル及びインパクト評価	15
47	1. ロジックモデルの定義.....	15
48	2. 「地方創生SDGsインパクト」及び「地方創生SDGsインパクト評価」の定義.....	16
49	3. 「地方創生SDGsインパクト」及び「地方創生SDGsインパクト評価」の必要性.....	17
50	4. 「地方創生SDGsインパクト評価」の手順.....	17
51	ステップ1- 目指す姿を設定	18
52	ステップ2- 目指す姿の達成方法を策定.....	20
53	ステップ2-1 ロジックモデルの作成方法（取組方法）	20
54	ステップ2-2 インパクト評価指標の考え方（評価方法）	21
55	ステップ3- 取組を実践、評価しながら、ロジックモデル・指標に基づき取組を改善.....	23
56	5. 「インパクト評価」に関する参考資料.....	24
57	インパクト評価の全体像をより詳細に理解したい場合	24
58	社会的インパクト評価ツールセット実践マニュアル	24
59	社会的インパクト評価ツールキット	24
60	社会的インパクト・マネジメント・ガイドライン	25
61	インパクトレーダー	25
62	ロジックモデルの作成方法について詳細に理解したい場合.....	26
63	社会的インパクト評価実践研修 ロジック・モデル作成の手引き	26
64	ロジックモデル作成ガイド	27
65	ロジックモデル解説	27
66	インパクト評価指標について詳細に知りたい場合	27
67	地方創生SDGsローカル指標リスト	27
68	地方創生SDGs取組達成度評価項目一覧.....	28

69	アウトカム指標データベース	29
70	(参考) IRIS+	29
71	社会的インパクト・マネジメントと IRIS+との対応	29
72	インパクトファイナンスについて詳細に知りたい場合（地域金融機関向け）	30
73	グリーンから始めるインパクト評価ガイド	30
74	最後に	31
75	地方創生SDGs金融調査・研究会（敬称略・五十音順）	32
76	留意事項	33
77		

第1章 本ガイドラインの目的・構成

1-1. 本ガイドラインの目的

本ガイドラインの目的は、地方公共団体による地方創生SDGs宣言・登録・認証制度の導入を促進するため、制度の構築や運用に係る具体的方策を示すことである。

地方創生SDGsとは、SDGsを原動力として、人々が安心して暮らせるような、持続可能なまちづくりと地域活性化を実現することである。

「基本的な考え方」は、SDGsを地域共通のゴールに据えて地方公共団体と地域金融機関が協働し、地域経済の担い手である地域事業者を支援することで、持続的な地域経済の発展及び地域課題の解決を実現するための考え方を示している。また、地方創生SDGs金融を推進するため、地方創生SDGsに取り組む地域事業者の「見える化」を図るための施策として、地方創生SDGs宣言・登録・認証制度について記載している。

地方公共団体が、地方創生SDGsに取り組む地域事業者を「見える化」する制度を導入することにより、地域事業者のSDGs達成に関わる活動や、地域における資金等の還流と再投資(自律的好循環)に係る活動を促進することが可能となる。

本ガイドラインに記載された制度の構築や運用にあたっては、地方公共団体、地域金融機関、及び地域事業者の協力体制が不可欠である。本ガイドラインは、これら三者に期待される役割に触れることで、三者が一体的に制度の構築や運用に取り組むことを後押しするものでありたい。

1-2. 本ガイドラインの構成

本ガイドラインは、次のとおり構成されている。

■ 第1章は、本ガイドラインの目的と構成を記載している。

■ 第2章は、地方創生SDGsや自律的好循環の概要と現状を示している。

■ 第3章は、地方創生SDGs宣言・登録・認証制度の基本的な考え方を示している。

■ 第4章は、地方創生SDGs宣言・登録・認証制度の目的や、地域事業者、地域金融機関、地方公共団体が本制度に取り組む意義を示している。

なお、地域事業者の取組を評価する手法として「地方創生SDGsインパクト評価」を参考章に紹介した。地域事業者は地方創生SDGsに取り組むことに加え、その取組に対するインパクト評価(取組効果の検証)にも取り組むことが期待される。「インパクト評価」は、事業や活動の社会的・環境的な変化や効果を定量的・定性的に整理し、取組における成果の検証や、施策や事業の見直しと改善、新たな機会の探求が可能となる。

また、地方創生SDGs宣言・登録・認証制度の導入促進を図るため、事業者が満たすことが推奨される「SDGs 取組みにおける要件例」(以下、「要件例」とする。)を作成し、別冊として掲載した。(併せて既存制度構築・運用事例を別冊事例集に掲載している。)既に制度を導入している複数の地方公共団体は、地域事業者に対し、事業者が満たすことが推奨される要件をチェックリスト形式で提示し、効率的に制度を運用している。地方公共団体の制度構築を促進するため、既存の制度を参考に要件例を作成した。地方公共団体は、自らの課題や施策・取組を要件例に照らし、課題や施策等に沿う項目を本要件例から選択、又は地域の優先課題や重点施策・取組に係る項目を追加するなどして、地方公共団体独自のSDGs 取組みにおける要件が作成され、本制度の導入が促進されることを期待している。

第2章 地方創生SDGsの推進

2-1. 国連におけるSDGsの採択と国内における取組

持続可能な開発目標（SDGs:Sustainable Development Goals）は、2015年の国連サミットにおいて採択された17のゴールと169のターゲット等から構成されている「我々の世界を変革する:持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核文書であり、先進国・途上国を問わず、世界全体の経済、社会及び環境の三側面の観点から持続可能な開発を統合的取組として推進し、SDGsの達成に向けた取組を進めることが求められている。

国内においては、関係する行政機関間の緊密な連携を図り、SDGsの実施を総合的かつ効果的に推進することを目的に、政府内に持続可能な開発目標（SDGs）推進本部³（本部長:内閣総理大臣）を設置し、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針⁴」及び「SDGsアクションプラン⁵」が決定された。

また、2023年3月に取りまとめられた「SDGsアクションプラン2023」においても、重点事項の1つとして掲げられている「Prosperity 繁栄:成長と分配の好循環」のなかで、“「デジタル田園都市国家構想」の実現を通じ、地域の個性を生かしながら、地方を活性化し、持続可能な経済社会の実現に取り組み、「SDGs未来都市」や「地方創生SDGs官民プラットフォーム」等を通じて好事例を幅広く共有することで、SDGs達成に向けた取組を加速する”と示されている。

2-2. 地方創生SDGsの推進

2022年12月23日に閣議決定されたデジタル田園都市国家構想総合戦略においては、「第1章 デジタル田園都市国家構想の実現のために」のなかで、「地方においては、これまで「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の下、様々な地域の社会課題解決・魅力向上に向けた取組が行われており、地域活性化につながった事例も数多く存在する。今後は、こうした流れをデジタルの力を活用して継承・発展させていくことが肝要である。また、デジタル田園都市国家構想の実現に当たっては、これまでの各種取組についても、デジタル活用に限定することなく、全国で取り組まれてきた中で蓄積された成果や知見に基づき、改善を加えながら推進していくことが重要である」と示された。

内閣府では、2018年度より地方公共団体によるSDGsの優れた取組を提案する都市を「SDGs未来都市」として選定しており、2024年度までに選定した206都市⁶の支援を行うことにより、成功事例の創出及び普及展開を図っている。また、「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム⁷」を通じてSDGsに積極的に取り組む広範なステークホルダーにおけるパートナーシップの強化に向けた取組を推進するなど、地域の様々なステークホルダーの連携によるSDGsを原動力とした地域課題等の解決に向けた取組、すなわち地方創生SDGsの推進に向けた様々な取組を行っている。また、直近の調査⁸では、1,174の地方公共団体が「地方創生SDGs」達成に関する取組を推進しており、中でも926団体が総合計

³ 持続可能な開発目標（SDGs）推進本部

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/index.html>

⁴ 持続可能な開発目標（SDGs）実施指針

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/effort/index.html>

⁵ SDGsアクションプラン

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/effort/index.html>

⁶ SDGs未来都市・自治体SDGsモデル事業選定都市一覧

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/miraitoshi.html>

⁷ 地方創生SDGs官民連携プラットフォーム

<https://future-city.go.jp/platform/>

⁸ SDGsに関する全国アンケート調査の結果

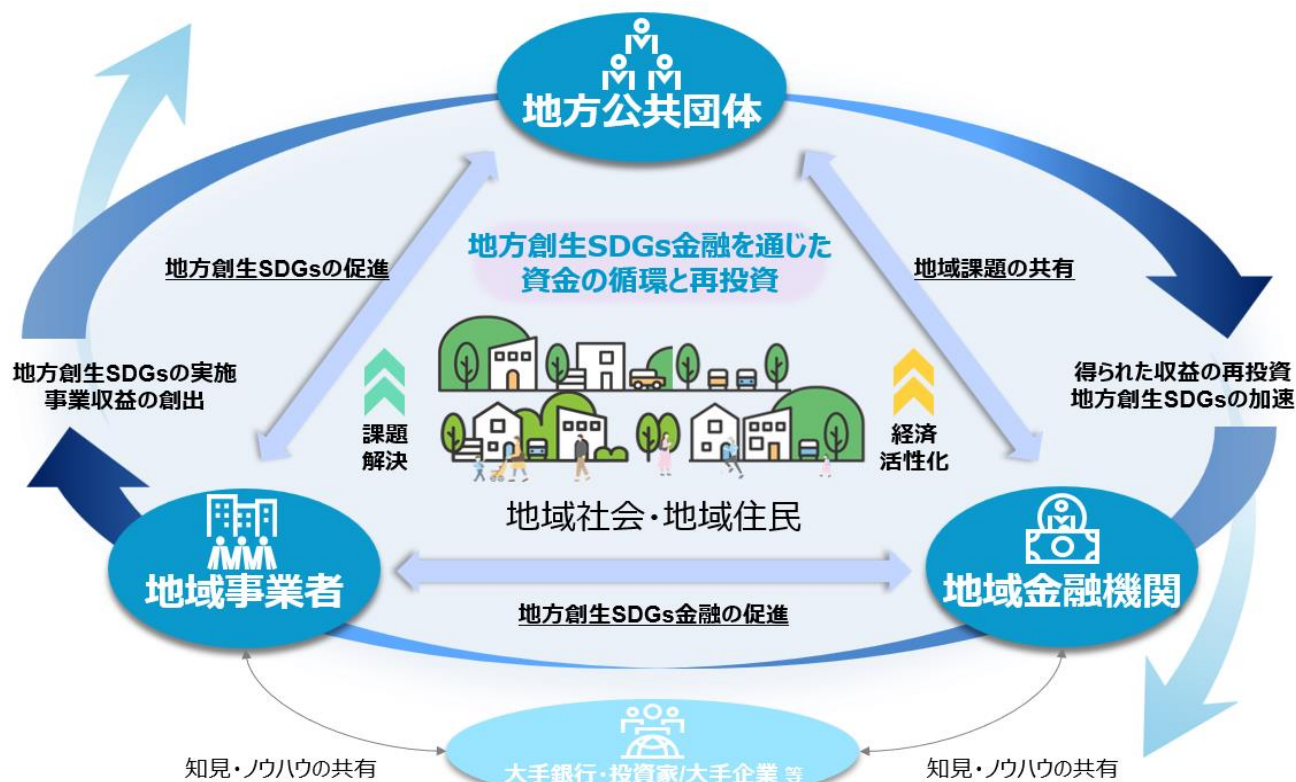
https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/kaigi/sdgs_enquete_chousa.html

画に紐づけるなど、考え方が浸透するのみならず、実際の活動や計画に織り込まれるようになっている。

2-3. 地方創生SDGs金融を通じた自律的好循環の形成

地域におけるSDGsの達成や地域課題の解決に取り組む地域事業者を金融面（投融資だけでなくコンサルティング等の非金融サービスなども含む）から支援するため、内閣府は「地方創生SDGs金融」を推進している。

地方創生SDGsの推進においては、地域課題の解決に向けた取組等によって得られた収益を地域に再投資する「地方創生SDGs金融を通じた自律的好循環の形成」が重要である。地方公共団体自らが中心となり、地方創生SDGsに取り組む地域事業者の「見える化」を行い、地域金融機関などの様々なステークホルダーと連携して地域事業者の取組を支援することで、更なる取組の推進及び地域の自律的好循環の形成の加速化につなげることができる。また、宣言・登録・認証制度の構築を機に、これから地方創生SDGsに取り組む地域事業者数の拡大が図られ、地域課題等の解決に向けた取組の促進が期待される。



また、本自律的好循環の形成を支援する他の施策として、環境省が「ESG 地域金融実践ガイド 2.2」⁹を公表しており、併せて参照されたい。

⁹ ESG 地域金融実践ガイド 2.2

<https://www.env.go.jp/content/000123150.pdf>

172

173

178

180



¹⁰ 地方創生SDGs宣言・登録・認証制度 構築自治体一覧 <https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/kinnyuu.html>

3-2. 「地方創生SDGs宣言・登録・認証制度」の目的と位置づけ

「地方創生SDGs宣言・登録・認証制度」は、地域におけるSDGsの達成と自律的好循環（地域における資金の還流と再投資）の形成に貢献する取組を実施している地域事業者を「見える化」することを目的とし、制度の活用を通じて自律的好循環が全国各地で形成されることが期待される。

自律的好循環の形成のための制度構築に際して、地域事業者及び地域金融機関と連携、協議することが望ましい。下図のとおり、地方公共団体が地域事業者に対し、地方創生SDGsへの取組を促進するとともに、地域金融機関に対しては、地方創生SDGsに取り組む地域事業者への投融資等を促進することが期待されている。

「地方創生SDGs宣言・登録・認証制度」の導入による効果を、ステークホルダーごとに整理する。



地域事業者
※金融機関も含む

- ・ 地方創生SDGsへの取組が「見える化」されることで、地域貢献の表明が可能となり、地域における認知度が向上する（例、地方公共団体ホームページを通じた事業者名の公表）
 - ・ 結果、信用の向上等により、ビジネス機会、取引の拡大に加え、人材確保の機会拡大等にもつながる（例、広報活動時に登録内容について謳うことが可能）
 - ・ 金融機関から、債務保証や優遇金利での融資等が受けられる場合がある
 - ・ 地方公共団体から、公共入札における加点が受けられる場合がある
- ※具体的な制度構築事例については「地方創生SDGs宣言・登録・認証制度ガイドライン 別冊事例集」に記載

地域金融機関

- ・ 地方創生SDGsに資する地域事業者が「見える化」されることで、投融資や非金融サービスなどが拡大する
- ・ 地域事業者への投融資や非金融サービス等を通じ、地域経済の活性化のみならず、金融機関自身の地方創生やSDGsへの取組推進が可能となる

地方公共団体

- ・ 地域事業者の「見える化」により、地域におけるSDGsの達成と自律的好循環の形成に加え、地域における資金の還流と再投資が促進される
- ・ 「見える化」に基準や要件を設けることにより、地方創生SDGsの取組の向上が図られる
- ・ 地域事業者、地域金融機関等、多様なステークホルダーを巻き込むことで、様々な連携や支援が促される
- ・ 地域経済の活性化による税収の増加や、地域事業者等の取組を評価及び「見える化」することによる新たな雇用機会の創出等が考えられる

第4章 「宣言」「登録」「認証」制度の構築及び運用方法

本章では、「宣言」「登録」「認証」制度の構築及び運用方法について説明する。

4-1. 「宣言」「登録」「認証」制度の定義

本ガイドラインでは、各制度を以下の通り定義する。

	宣言	登録	認証
概要	地域事業者等が地方創生SDGsに取り組む意思を宣言する	地域事業者等が地方創生SDGsの取組を表明・自己評価し、登録する	地域事業者等の地方創生SDGsの取組を評価し、認証する
目的	地方創生SDGsへ取り組んでいる地域事業者等の奨励		
事業者による取組みを確認する主体	事業者	事業者 (地方公共団体により、事業者による確認が適切に実施されたことの確認)	地方公共団体又は指定機関
事業者による取組みの適切性の確認	地方公共団体で策定された申請手続きに従い確認		
地方公共団体又は指定機関による取組みの適切性の確認	—	申請内容の適切性を確認	申請内容の適切性を審査

なお、上記の定義は、地方公共団体による既存制度の内容や運用等に影響を与えることを意図していない。

また、各制度の構築及び運用方法における相違点は、以下の通り整理される。

	地域事業者 による確認	地方公共団体 による確認	地方公共団体 による認証	地方公共団体 による公表	変更・取消等 の規定
宣言	○	△	—	△	△
登録	○	○/△	—	○	○
認証	○	○	○	○	○

地域事業者等のメリットは以下のように整理した。

宣言・登録・認証を受けた地域事業者等のメリットの例	
金融機関からの支援	経営アドバイス強化
	投融資の拡大
	優遇策の提供(低金利融資等)
地方公共団体からの支援	事業及び取組の認知度向上
	SDGsに関する知見の深化
	地方公共団体主催のイベント等での優遇
	ビジネスマッチング強化
	公共調達における優遇
地域事業者等の事業運営	補助金交付における優遇
	顧客・取引先・社会に対する事業及び取組の社会的価値(ブランド等)の発信強化
	SDGsに対する社員の認識度向上
	事業の方向性・社会的価値の共通認識明確化
	目標設定・組織体制の明確化を通じた、事業・取組の運営制度向上

上記の具体的な制度構築事例として、第一回地方創生SDGs金融表彰において表彰された「横浜市 SDGs 認証制度“Y-SDGs”」及び、第二回地方創生SDGs金融表彰において表彰された「ちば SDGs パートナー登録制度」を別冊に掲載した。具体的な制度内容は次のとおり。

① 横浜市 SDGs認証制度“Y-SDGs”

認証された地域事業者名の Y-SDGs関連WEBページへの掲載、マッチングイベントやセミナー等への優先参加できる、入札における加点が受けられる、信用保証料の助成等が受けられるなどの、制度設計がなされている。

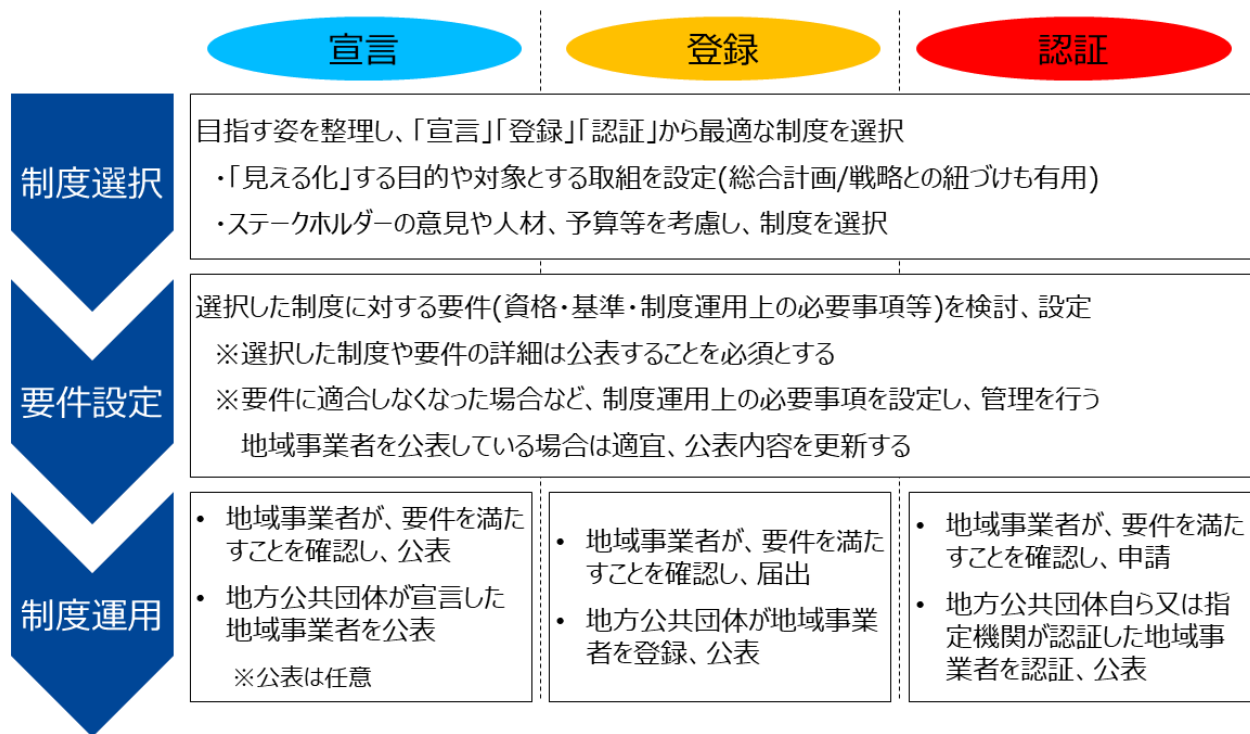
② 千葉県 ちばSDGsパートナー登録制度

SDGsの達成に向けて積極的に取り組む企業・団体等として、千葉県ホームページ等で紹介、千葉県SDGsシンボルマークを名刺や会社案内等に使用することができる、低利の県制度融資(ちばSDGsパートナー支援資金)による支援を受けることができるなどの、制度設計がなされている。

4-2. 各制度の構築及び運用方法の全体像

「宣言」「登録」「認証」制度の構築及び運用方法について、「制度選択」、「要件設定」、「制度運用」のプロセスに分けて説明する。

なお、「要件設定」のプロセスについては、「宣言」「登録」「認証」制度とも共通であり、「制度運用」については、制度ごとに記載する。



地方創生SDGs金融調査・研究会は、各地方公共団体による既存の宣言・登録・認証制度に提示されているチェックリストを参考にして、SDGs 取組みにおける要件例を別冊にとりまとめた。既に制度を導入している複数の地方公共団体は、地域事業者に対し、事業者が満たすことを推奨される要件をチェックリスト形式で提示し、次のように、効率的に運用している。

- 要件を満たすことを自ら確認した事業者が『宣言』
- 確認した事業者が地方公共団体に『登録』
- 確認した事業者が地方公共団体に申請(届出)し、その内容を地方公共団体が確認し、『認証』

とりまとめた要件例は、地方公共団体が制度を導入する際の参考情報である。

地方公共団体は、地域事業者や地域金融機関等の広範な関係者と協議し、地域課題や施策・取組などに照らし、施策等に沿う項目を選択するとともに、地方公共団体の優先課題や重点施策・取組に係る項目を追加するなどして活用することが望ましい。

なお、とりまとめた要件例は、新たに制度を構築する地方公共団体を支援するためのものであり、既に制度を構築している地方公共団体の制度を否定するものではなく、影響を与えることを意図していない。

4-3. 制度選択

1. 「目指す姿」の設定

「宣言」「登録」「認証」の制度を選択するために、まず地方公共団体として目指す姿を設定する。

本制度は、地域のSDGsに取り組む地域事業者を「見える化」することにより、地域におけるSDGsの達成や自律的好循環を形成することが目的であるが、地方公共団体ごとに解決すべき地域課題が異なることから、地域事業者や地域金融機関等のステークホルダーと協議し、目指す姿を設定することが望ましい。

2. 制度の選択

次に「目指す姿」の実現に向け最適な制度を選択する。以下を参考に、最適な制度を決定されたい。(以下の具体記載は例であり、実際の構築や運用にあたってはこれらを参照しながらも独自に検討することが望ましい)

- 地域事業者、地域金融機関等のステークホルダーへの効果
 - 宣言制度、登録制度、認証制度のもたらす効果の比較。
 - 対象地域事業者の取引拡大や地域金融機関の投融資を促すために、地方公共団体による地域事業者の確認は有効か。具体的にどのような項目について確認されていると有効か。
- 運用体制
 - 制度運用する地方公共団体に、「届出内容の確認」や「地域事業者の公表」等の「制度運用」を実施できる人材や予算等の資源や適格な能力がどの程度あるか 等

4-4. 要件設定

地域事業者の資格、条件、制度運用上の必要事項(資格維持、管理)等を設定することが望ましい。

- 地域事業者の資格(例)
 - 法人格の有無や所在地等の条件
 - 所在地・活動地域が行政区域内である又は地域内で活動していること
 - 反社会的勢力ではないこと及び取引関係等がないこと
- 地域事業者が満たしている条件(例)
 - 既に又はこれから取り組む事業や取組等がSDGsに貢献できること
 - 地方創生に貢献する意思や実績を有していること
- 制度運営上の必要事項(例)
 - 当要件を公表すること。地域金融機関や他の地域事業者が確認できることにより、投融資や取引を促進し、地域経済の活性化が図られる
 - 要件に適合しなくなった場合の「変更」や「取消」を設定すること
 - 要件に適合しなくなった際には、地方公共団体が、宣言・登録・認証制度において地域事業者を公表している場合及び地域事業者自らが公表している場合、直ちに削除又は公表内容を修正すること

4-5. 制度運用

「宣言」「登録」「認証」制度ごとに制度運用の詳細を記載する。

制度運用の詳細

■：地方公共団体
□：地域事業者

		制度の公表	要件の確認・対応	要件充足の確認	地域事業者の公表
宣言制度	必須	宣言制度、およびその要件について公表	「宣言」の作成・公表要件充足の申し出		
	任意		要件充足の申し出	地域事業者の法人各、および申し出内容の確認	地域事業者の公表
登録制度	必須	登録制度、およびその要件について公表	登録申請の提出	法人格、および申請内容の確認	地域事業者の公表
	任意				
認証制度	必須	認証制度、およびその要件について公表	認証申請の提出	法人各、および申請内容確認・認証	地域事業者の公表
	任意				

※地方公共団体が指定する認証機関は、以下のような要件を満たしているべきである。

地方公共団体が指定する認証機関が満たすべき要件

組織としての適格性	誠実性	常に誠実に行動し、虚偽又は誤解を招く内容が含まれる情報の作成や開示に関与しない
	公正性	先入観を持たず、利害関係者又は他者からの不当な影響に屈せず、公正な立場を堅持する
	専門性	当該地域への理解や、認証制度などへの専門的な経験・知見を備えている
	組織能力	評価を実施する際に十分な資源や適格な能力を有している
認証時に遵守すべき事項	秘密保持	業務上で知りえた情報を他社に漏洩し、自己若しくは第三者の利益のために利用しない
	情報公開	認証の目的、評価内容や評価基準を明確にし、結果等の情報を入手できる場を示している
	申請者とのコミュニケーション	評価結果等に関する申請者からの異議申し立て・苦情に対応するためのプロセスを保持している
	記録の保管	認証にかかる記録の保管期限・方法等の方針やプロセスを保持している

地方公共団体間の連携が図られることにより、広域な事業を行う事業者の利便性が向上することに加え、各地方公共団体内の事業者にも、域外の事業への拡大を促す効果も期待される。

従って、制度運用にあたっては、広域連携が行われることが望ましい。例えば、既に制度構築済みの地方公共団体間においては、他方の地方公共団体の制度の要件を満たしている事業者を、自らの制度で求めている要件を満たしているとみなして承認する等の制度連携や、隣接する複数の地方公共団体が協力して制度を設計する、又は、都道府県と区市町村が事業者の利便性を考慮し、制度設計を行うなどの連携が期待される。

参考：ロジックモデル及びインパクト評価

本章では、制度運用等の参考として、ロジックモデル及びインパクト評価について紹介する。

また、主な対象は、「宣言」「登録」「認証」へ届出/申請する地域事業者、そして各制度を構築/運用する地方公共団体が当該制度を構築/運用する手法として、地域事業者は当該制度を通じてビジネスの発展を図る手法として、「地方創生SDGsインパクト評価」を紹介する。

1. ロジックモデルの定義

「ロジックモデル」は地方公共団体に広く使われている。ここで示すロジックモデルは、目指す地方創生SDGsの実現に向け、以下の4点を整理したものである。

- 取組を行うために必要な資源【インプット】
- インパクト実現に向けた具体的な取組【活動】
- 取組における具体的なモノ・サービス【アウトプット】
- 一連の取組等により生み出される変化・効果【アウトカム（インパクト）】

例えば、地域事業者が作成し得るロジックモデル及び地方公共団体が作成し得るロジックモデルとしては以下のようなものが挙げられる。また、本ガイドラインでは、下図のようにアウトプットとアウトカムを、取組における成果として定義している。

	取組内容		成果	
	インプット	活動	アウトプット	アウトカム（インパクト）
ロジックモデル	取組を行うために必要な資源（ヒト・モノ・カネ）	モノ・サービスを提供するために行う諸活動	取組によって変化や効果を生み出すために提供するモノ・サービス	取組や組織が生み出すことを目的としている変化・効果
具体例	アップサイクル事業の業務態勢構築 ・ 中途の経験者を採用、立上げ ・ XX市と協議、XXゴミ回収の連携協定を締結 ・ XX銀行より、X千万円の融資を確保	アップサイクル事業の推進 ・ 市・地域事業者と連携しXXゴミを回収 ・ XXゴミのアップサイクル品の開発 ・ アップサイクル品の販路を開拓 等	アップサイクル事業の拡大 ・ 市・地域事業者と連携したXXゴミ回収サービスの提供 ・ XXゴミのアップサイクル品の販売 等	2030年までに、XX事業を通じ、市内のサーキュラー・エコノミー拡大を実現 ・ XX市における産業部門のXXゴミ廃棄量を、2030年までに半減 ・ XXゴミのアップサイクル品の販売事業をXX百万円規模に拡大し、XX名の雇用を創出 等

- 地域事業者のロジックモデルイメージ

ロジック モデル	取組内容		成果	
	インプット	活動	アウトプット	アウトカム（インパクト）
	取組を行うために必要な資源（ヒト・モノ・カネ）	モノ・サービスを提供するために行う諸活動	取組によって変化や効果を生み出すために提供するモノ・サービス	取組や組織が生み出すことを目的としている変化・効果
具体例	グリーンボンド発行チーム ・SDGs部 5名（兼任） ・地域金融機関からの出向者の受入れ ・予算X万円確保 再エネ導入補助金チーム ・SDGs部 5名（兼任） ・予算X万円確保	施策・事業の推進 ・地域金融機関と連携したグリーンボンドの発行 ・グリーンボンドを基にした事業の検討・展開 ・再エネ導入補助金の設計 ・再エネ事業者の誘致・選定	施策・事業の拡大 ・産業部門のCO ₂ 排出削減を支援するグリーンボンド発行 ・事業者、家庭における再エネ導入への補助金を供給	2050年までに、XX市としてカーボンニュートラルを達成し、関連事業規模をXX億円にまで拡大 ・XX市における産業部門・家庭部門双方のCO ₂ 排出量を2030年までに半減し、2050年にはニュートラルにする ・市内の再エネ関連事業が、XX億円規模となっている

-地方公共団体のロジックモデルイメージ

※地域金融機関はロジックモデル構築に際して、地域事業者や地方公共団体に支援を行うことが期待される

2. 「地方創生SDGsインパクト」及び「地方創生SDGsインパクト評価」の定義

本ガイドラインでは「地方創生SDGsインパクト」及び「地方創生SDGsインパクト評価」を以下の通り定義する。

「地方創生SDGsインパクト」の定義

地域におけるSDGsを原動力とした取組の結果として生じた地域課題の解決や地域経済の活性化に資する短期、長期の変化・効果

「地方創生SDGsインパクト評価」の定義

「地方創生SDGsインパクト」を定量的・定性的に把握し、取組について価値判断を加えること

この「地方創生SDGsインパクト評価」を以下の観点で行うことで、「見える化」された地域事業者の取組の把握や評価する指針となり、「地方創生SDGs金融を通じた自律的好循環の形成」を促進させることが可能である。

■ 地域事業者

- 地域事業者の取組が、どのような観点（「地域課題の解決」及び「地域経済の活性化」）で、どのような変化・効果を生み出しているのかを自身で定量的・定性的に把握し、取組の深化に活かす
（例）
 - （ア）自身の地域社会・地域経済への貢献度を可視化
 - （イ）地域課題の解決・地域経済の活性化に向けどのように貢献し得るかを捉え直し、新規事業の創造や既存事業の取り組み方の見直しに活かす

■ 地域金融機関

- 地域事業者による「地方創生SDGsインパクト評価」を支援することにより、地域事業者が生み出す「地域課題の解決」及び「地域経済の活性化」に関する変化・効果をより高める

■ 地方公共団体

- 総合計画や総合戦略等の地方公共団体としての目標を「地方創生SDGsインパクト評価」における目指す姿のひとつとして提示することにより、地域における取組を方向付け、取組の深化に活かす
- 「宣言」「登録」「認証」制度による地域事業者の取組の深化を促進するため、制度要件等として「地方創生SDGsインパクト評価」を課すことは有効である
 - ※ 「地方創生SDGsインパクト評価」はあくまでも任意の取組であり、各制度において要件とすることは必須ではない
 - ※ 各制度において要件とする場合は、地方公共団体が自らの施策や取組に関する「地方創生SDGsインパクト評価」を実施することにより、その地域の地域課題や地域経済の活性化に向け必要な取組や事業がより明確になることが期待される

3. 「地方創生SDGsインパクト」及び「地方創生SDGsインパクト評価」の必要性

一般的に「インパクト評価」は、事業や活動の社会的・環境的な変化や効果を定量的・定性的に把握し、事業や活動について価値判断を加えること¹¹を指し、インパクト評価に取り組むことにより、以下のメリットが期待される。

① 成果の検証

設定した目標に対する施策や事業の有効性を検証し、どの程度目標を達成しているかの確認が可能

② 施策や事業の見直しと改善

施策や事業の戦略及び実施方法を見直し、改善を図ることが可能

③ 新たな機会の探求

施策や事業が有する潜在的な強みや社会的ニーズを把握することが可能

4. 「地方創生SDGsインパクト評価」の手順

「地方創生SDGsインパクト評価」は、以下の3つのステップで地方公共団体又は地域事業者により実践される。

なお、本ガイドラインにおける整理は 2017 年に内閣府が発表されている「社会的インパクト評価ツールセット実践マニュアル¹²」を基に作成しており、必要に応じ参照されたい。

¹¹ インパクト投資について <https://impactinvestment.jp/impact-investing/about.html>

¹² インパクト投資について <https://impactinvestment.jp/impact-investing/about.html>

¹² インパクト投資について <https://impactinvestment.jp/impact-investing/about.html>
[ds/2020/06/NAB_manual_ver2.pdf](https://2020/06/NAB_manual_ver2.pdf)

ステップ1	ステップ2	ステップ3
<u>目指す姿を設定</u> ・ 地方創生SDGsインパクトの観点で目指す姿	<u>目指す姿の達成方法を策定</u> ・ 達成に必要な要素とその関係性（ロジックモデル） ・ 達成度合いを測る指標（インパクト指標）	<u>取組を実践しながら、ロジックモデル・指標に基づき取組を改善</u>

ステップ1－目指す姿を設定

ステップ1は、取組を通じた目指す姿を設定する。

具体的には、どのような「地域課題の解決」と「地域経済の活性化（＝地域事業者にとっては売上・利益の向上等）」を目指すのか、制度申請主体（地域事業者）や制度運用主体（地方公共団体）が定義することであり、以下のような例が想定される。

【「目指す姿」のイメージ（地域事業者＝制度申請主体が実施する場合）】

- 「X」という事業により、SDGsに係る地域課題「A」について課題を解決した状態を実現すると同時に、その事業により地域経済を「 α （売上、利益、雇用等）」の観点で活性化する。
- 「Y」という事業・企業の在り方を通じ、SDGsに係る地域課題「B」について課題を解決した状態を実現すると同時に、その事業により地域経済を「 β （売上、利益、雇用等）」の観点で活性化する。

※ 最初の段階で時間軸（例－2030年までに、等）及び目指す姿の定量値（例－産業廃棄物の量を半減し、雇用を10名増加、等）まで決めることが望ましいが、必須ではなく、取組を推進する中で決める形でも構わない

目指す姿の定義にあたっては、以下の工夫を講じることにより、効果的・効率的な検討が可能となる。

- 「目指す姿」は複数の場合もある。
- 総合計画や総合戦略等を参照する
- 例の2点目にある通り、事業そのものによる取組のみならず、事業や企業の「あり方」を通じた地域課題・地域経済への貢献も想定される。例えば、企業として地域の平均給与より高い給与を実現していたり、地域や全国の平均取得率よりも高い水準での育休・産休取得を実現していたり、といった事例が考えられる。
- 関連ステークホルダーへのヒアリング等を実施して検討する
 - サプライヤーや顧客、更には取引金融機関、地方公共団体と協議することにより、地域経済における自社の位置づけや役割が明確になることが想定される（地域金融機関は、これを推進・協力する役割のイメージ）
- 取組の対象や受益者（顧客のみならず、サプライヤーや従業員等も対象となり得る）を明確にすることも有効

なお、地方公共団体（制度運用主体）が実施する場合は、以下のようなイメージとなる。

【「目指す姿」のイメージ（地方公共団体＝制度運用主体が実施する場合）】

- 「Z」という施策により、SDGsに係る地域課題「C」について課題を解決した状態を実現すると同時に、それに取り組む地域事業者が増えることにより、地域経済が「γ（売上、利益、雇用等）」の観点で活性化される。

※ 最初の段階で時間軸（例 - 2030 年までに、等）及び目指す姿の定量値（例 - 産業廃棄物の量を半減し、地域全体で雇用が 10%増、等）まで決めることが望ましいが、必須ではなく、施策を推進する中で決める形でも構わない

地方公共団体の場合は、どの施策を対象にしているかに応じ、目指す姿のレベル感や個数も大きく変動することが想定されるため、以下の工夫や連携を実施することでより効果的・効率的な検討が可能になると考える。

- 施策の塊ごとに検討をすることが基本だが、複数の施策をまとめたもの（総合戦略等）について実施する場合は、含まれる各施策で目指すものを取りまとめて、全体の目指す姿とする
 - 例 - 複数のSDGsに関する目標がある場合はそれをまとめる、各施策の地域経済に対する影響をまとめる、等
- 既存の施策目標等があれば、それをまずはたたき台とすることが効果的
- 関連ステークホルダーへのヒアリング等を実施して検討する
 - 組織内の各部署へのヒアリングに加え、有識者へのヒアリング、更にはパブリックコメント等の実施も考えられる
- 取組の対象や住民、地域事業者の区分に加え、詳細な属性（世代等）を設定することも有効

ステップ 2 – 目指す姿の達成方法を策定

ステップ2は、目指す姿の達成方法を策定する。

達成方法の策定には大きく、取組方法と評価方法の2つの要素があり、一つは達成に必要な要素とその関係性を整理した「ロジックモデル」(取組方法)、もう一つはその達成度を測る指標である「インパクト指標」(評価方法)である。

これにより、ただ目標を提示するだけではなく、具体的に達成するための施策等、進捗を測るための指標が明らかになり、実際にステップ3で取組を推進する中でその進捗を確認し、改善していくことが可能となる。

ステップ 2-1 ロジックモデルの作成方法(取組方法)

ロジックモデルは、最終目標である「アウトカム(インパクト)」から逆算して作成する。具体的には、以下のような手順を想定する。

なお、詳細な方法等については末尾に記した参考資料を参考されたい。

①アウトカムの設定

- アウトカムはステップ1で設定した「目指す姿」が該当する

②アウトプット・活動・インプットの設定

- アウトカムの実現に向け、どのような取組を行っていくかについて、3段階で整理する。具体的には、以下のような形となる。
 - まずは「誰に」「何を」提供するかを踏まえ、「活動」を整理
 - その結果提供されるモノ・サービスを「アウトプット」として設定
 - 最後に、その実現に必要な資源(ヒト・モノ・カネ)を整理

このとき、以下に留意することで、より良いロジックモデルの作成が可能となる。

- アウトカム(=「目指す姿」)においては、地域課題の解決と、地域経済の活性化の両面が含まれていることが望ましい
(地方公共団体においては、必ずしも経済活動に結びつかない地域課題も存在するため、その場合はこの限りではない)
- ロジックモデルは取組により、絶えず見直し、更新するものであり、初期の段階で精緻化するのではなく、まずは作成し、実践してみることが重要

ステップ 2-2 インパクト評価指標の考え方(評価方法)

ロジックモデルでは、その最終目標であるアウトカム(＝インパクト)の達成度を測る指標設定が重要である。

指標を設定し、モニタリングすることにより、取組の進捗が可視化され、必要に応じ軌道修正を行ったりすることが可能となる。

アウトカム(＝インパクト)指標は、「目指す姿」において定量目標を設定している場合はそれを活かしながらも、その構成要素等で追加指標の設定が適切な場合も想定される。また、指標の設定においてはロジックモデルに合わせ適切な指標を作成していくことが期待されるが、必要に応じ参照できる既存指標等も存在しており、グローバルで活用されている事例も含め以下に整理する。

	発行/管理主体	概要	主な活用場面
地方創生SDGsローカル指標	内閣府	SDGsが提案している230の指標を、日本の自治体で使用可能な形に改訂したもの	自治体が総合計画等においてSDGsの目標を定める際などに活用
地方創生SDGs取組達成度評価項目一覧	内閣府	SDGsのターゲットを、まち・ひと・しごと総合戦略に関連付けて読み替えたもの	地域事業者等や地域金融機関が地方創生SDGsに向けた取組を推進する際に活用
UNEP FI “Impact Radar”	UNEP	SDGsの各項目に対するマテリアリティを可視化するもの	事業活動とSDGsとの関係性を可視化する際に参照
GIN – IRIS+	GIIN	インパクト指標について、SDGs並びに独自の「インパクトカテゴリー」毎に作成・統合を進めているもの	主にインパクト投資家が自身のインパクトを管理するためのツールとして提供
Impact Management Norms (IMP/Impact Frontiers)	Impact Frontiers	インパクトを特定する際に見るべき「観点」を提示したもの	「インパクト評価」を実施したい投資家や企業が基礎情報として参照

特に、内閣府が発表している2件は本ガイドラインの趣旨に照らしても活用しやすいものであると考えられるため、以下に一部の指標 / 評価項目を抜粋して紹介する。

- 具体事例1 - 「地方創生SDGsローカル指標リスト¹³」より抜粋
 - SDGsの Goal 2「飢餓をゼロに」に関連したローカル指標：「2.3.1.1 林業就業人口当たりの林業産出額」
 - SDGsの Goal 15「陸の豊かさを守ろう」に関連したローカル指標：「15.2.1 耕作放棄地面積割合」

¹³ 地方創生SDGsローカル指標リスト (2022年9月改訂版)

https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/kaigi/sonota/sdgs_shihyou_risuto_2.pdf

- 具体事例2 - 「地方創生 SDGs 取組達成度評価項目14」より抜粋
 - SDGsの Goal 4「質の高い教育をみんなに」に関連した評価項目：
「4.1 効果的な学習成果の実現を目指し、義務教育の質を向上させ、全ての
子供たちの基礎学力を育成するための取組を推進する(遠隔教育の推進、
IT・プログラミング教育の拡充等)」
 - SDGsの Goal 8「働きがいも経済成長も」に関連した評価項目：
「8.9 地域資源による雇用創出を実現する／日本の歴史的・文化的資源を
保護し、国内外の観光客の増加を目指し、DMO を核とする観光地域づくり
及びスポーツツーリズム、アニメツーリズム等による訪日プロモーションを実
施する」

これらも活用した指標の策定において留意点は以下の通り。

- 「インパクト評価」においてはアウトカム(=インパクト)の指標化が中心ではあるが、
時間軸が長期である等設定が困難な場合は、アウトプットの指標を設けることも考
えられる。
- 上記の参考指標も活用しつつ、基本的には各取組に合わせた指標を作成するこ
とが望ましい
 - 既に地域事業者や地方公共団体において取得できている情報であれば、
集計の負担も少なく導入が容易と考えられる
 - 一方、取組のインパクトを見るうえで必須だが現状取れていないデータにつ
いては、直接取れないデータでも推計の方法を考えるということも含め、何か
しらの指標化を試みることを望ましい
- 取組を推進する中で、指標の設定を見直すことも問題ない
 - 特に初期は、意図しない成果や、場合によっては悪影響が発生する可能性
もある
 - 取組を推進する中で新たにみるべき指標や、逆に設定した指標が影響の少
ないことが分かった場合は、柔軟に変更することも考えられる

¹⁴ 地方創生 SDGs 取組達成度評価項目一覧

https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/kaigi/pdf/sdgs_finance_evaluation_item.pdf

ステップ 3 – 取組を実践、評価しながら、ロジックモデル・指標に基づき取組を改善

ステップ3は、実際に取組を実践しながら評価し、改善していく段階である。

通常の形で取組を行うこととの最大の差は、ロジックモデル及びインパクト指標の設定ができていることである。これにより、どのような活動により、どのような成果を目指しているのか、その結果が指標としてどのように表れているか、ということが可視化され、目指す姿の実現に向けた軌道修正等が可能となる。

この段階に限らず全体において、地域金融機関が地域事業者に協力することが望ましい。地域金融機関にとっても、地域課題を解決しながら地域経済の活性化にもつながる取組を実施している地域事業者に協力することは、自身の事業拡大やその背景となる地域経済の新興にもつながり、地域にとっても非常に有益な活動になると考えられる。

また、地方公共団体にとってもこの取組を行うことには大きな意義がある。地方公共団体として目指す姿を示すことにより、それを域内の地域事業者や金融機関が目標として目指すことが可能になるからである。

なお、既に総合計画等において類似の活動（目指す姿の設定、それに向けた実施内容の整理、それに関連したKPIの設定、等）を行っている場合は、それを読み替え、本ガイドラインの要素に取り入れてもよいと考えられる。

5. 「インパクト評価」に関する参考資料

本ガイドラインの参考章における「地方創生SDGsインパクト評価」については、既存のインパクト評価等に関する検討を基に簡素化した内容を記載している。実践を進めるにあたり、より詳細な内容を知りたい場合は、目的に応じ以下を参照のこと。

なお、以下で「社会的インパクト」と記載されているものは、基本的には「地方創生SDGsインパクト」と読み替え可能。ただし、「地方創生SDGsインパクト」の定義は以下であることに留意し、必要に応じ補足をすることが望ましい。

- 地域におけるSDGsを原動力とした取組の結果として生じた、「地域課題の解決」や「地域経済の活性化」に資する短期、長期の変化・効果

インパクト評価の全体像をより詳細に理解したい場合 社会的インパクト評価ツールセット実践マニュアル

2017年にGSG国内諮問委員会（日本におけるインパクト投資やエコシステムの拡大を推進している団体）の社会的インパクト評価ワーキング・グループが発表した、事業者を主たる使いとして作成されたマニュアル。

- 発行者：GSG 国内諮問委員会 社会的インパクト評価ワーキング・グループ
- 主たる読者の想定：事業者
- 主な利用場面：本ガイドラインの第5章の各プロセスについて、より詳細に記載したものであり、一度インパクト評価を実施し、更に深化させたい場合に参照することを想定。
- 主な記載内容（抜粋）
 - 評価の実践ステップ - 7ステップに分け、ロジックモデルの作成からインパクト評価指標の
取集・分析、更には事業改善のステップまでを解説
 - ロジックモデルの作成方法 - 事例と共にロジックモデルの作成方法を詳述
 - 指標・測定方法の設定 - 指標設定における考え方や具体例を詳述

URL：https://simi.or.jp/wp-content/uploads/2020/06/NAB_manual_ver2.pdf

社会的インパクト評価ツールキット

内閣府の事業の一環として作成されたもので、NPO等における社会的インパクト評価を担う人材の育成と、社会的課題の解決を担う組織の運営力の強化を目的としている。ただし、内容は地域事業者にも一定共通するものであり、実際に上記「社会的インパクト評価ツールセット実践マニュアル」も参考としている。

- 発行者：内閣府（新日本有限責任監査法人作成）
- 主たる読者の想定：NPO（ただし、事業者等にも共通の内容）
- 主な利用場面：本ガイドラインの第5章の各プロセスについて、より詳細に記載したものであり、一度インパクト評価を実施し、更に深化させたい場合に参照することを想定。
- 主な記載内容（抜粋）
 - 「インパクトマップ」の作成方法 - インパクト指標策定のアプローチの一つと

581 して、「インパクトマップ」を通じて関連ステークホルダーに対応した整理、検
582 討の方法が記載されており、そのための資料フォーマットも掲載されている
583 URL:<https://www.npo-homepage.go.jp/uploads/h28-social-impact-chousa-report-03.pdf>

584

585 社会的インパクト・マネジメント・ガイドライン

586 SIMI(社会的インパクト・マネジメント・イニシアチブ)のホームページにおいて「社会的イ
587 ンパクト・マネジメント・ガイドライン(Ver. 2)」として、社会的インパクトマネジメントの包括的
588 な説明資料と関連資料が掲載されている。

- 589 ● 発行者:SIMI(社会的インパクト・マネジメント・イニシアチブ)
- 590 ● 主たる読者の想定:事業者
- 591 ● 主な利用場面:社会的インパクト評価を組織に本格的に組み込むためのガイドライ
592 ンであり本ガイドラインの目指す更に先の内容となっている部分もあるが、インパクト
593 評価を行う上での各要素がホームページ上に分かりやすくまとめられているため、
594 必要に応じ参照いただきたい。
- 595 ● 主な記載内容(抜粋)
 - 596 ○ 用語集:https://simi.or.jp/tool/practice_guide/glossary
 - 597 ○ コラム集:https://simi.or.jp/tool/practice_guide/columns
 - 598 ○ ロジックモデル解説:https://simi.or.jp/tool/logic_model
 - 599 ■ 分野別のロジックモデルの事例も掲載、実際の作成にあたり参照可能
 - 600 ○ アウトカム指標データベース:https://simi.or.jp/tool/outcome_indicators_db
 - 601 ■ インパクト指標を検討する上での具体的な例が一覧化、実際の作成にあたり
602 参照可能

603 URL:https://simi.or.jp/tool/practice_guide/columns

604

605 インパクトレーダー

606 国連環境計画・金融イニシアティブが発表した、金融機関が自身の取組の影響を考え
607 るうえで検討すべきインパクト領域を定義、整理した考え方。SDGsの枠組みに沿って整
608 理されており、金融機関のみならず、事業者等も自身の事業や取組が与える影響を考え
609 るうえで有益な整理となっている。2022年に改訂版が発表され、12の「インパクトエリア」と
610 34の「インパクトトピック」が提示されている。

- 611 ● 発行者:国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)
- 612 ● 主たる読者の想定:金融機関(ただし、事業者・地方公共団体も活用可能)
- 613 ● 主な利用場面:自身の事業や取組がSDGsの観点でどのようなインパクトを創出す
614 るかを検討する際に参照できる包括的なソース。事業や取組の目指す姿の作成時
615 や、インパクト指標を検討する際に参照することが有効と想定。
- 616 ● 主な記載内容(抜粋) - インパクトの基盤となる「3つの柱」を定め、それぞれについ
617 て詳細なインパクトエリア・インパクトトピックとして具体的に検討すべきインパクトを
618 定義。具体的には以下のような整理となっている¹⁵。

¹⁵ 各項目の日本語訳は、環境省資料より引用

- Social (社会) – 個人に与えるインパクト。具体項目として、「人格と人の安全保障」(児童労働、データプライバシー等)、「生計」(雇用、賃金、社会的保護)、等が挙げられている。
- Environmental (環境) – 自然環境に与えるインパクト。具体項目として「サーキュラリティ」(廃棄物、資源強度)、「生物多様性と生態系」(土壌、大気、水域、等)、「気候の安定性」、が挙げられている。
- Economic (経済) – 社会経済に与えるインパクト。具体項目として「健全な経済」(零細・中小企業の繁栄、セクターの多様性)、「インフラ」、等が挙げられている。

- 参考資料

- 日本語版(2018 年度版):https://www.unepfi.org/wordpress/wp-content/uploads/2018/12/PI-Impact-Radar_J.pdf
- 環境省より、インパクトレーダーの改訂内容の概要資料が公開されている
<https://greenfinanceportal.env.go.jp/pdf/114286.pdf>

URL:<https://www.unepfi.org/publications/unep-fi-impact-radar-2022/>

ロジックモデルの作成方法について詳細に理解したい場合

社会的インパクト評価実践研修 ロジック・モデル作成の手引き

内閣府の「社会的インパクト評価の普及促進に係る調査」事業の一環で作成された資料。そもそもインパクト評価が何か、という点から、ロジックモデルの作成、更にはインパクト指標の検討についてもカバーした研修資料。

- 発行者:内閣府(PwC あらた有限責任監査法人作成)
- 主たる読者の想定:社会的企業(営利・非営利を問わない)、評価支援者
- 主な利用場面:ロジックモデルの作成にあたっての参考資料。研修資料となっているため、ステップごとに詳細な説明の記載があり、初めて取り組む際に有用と考えられる。
- 主な記載内容(抜粋)
 - ロジックモデル作成のステップ – 本資料では「事業の目的と受益者の特定」、「成果の設定」、「直接の結果、活動、資源の設定」、「最終確認」の4ステップで説明。
 - 具体的なロジックモデルの事例についても掲載されている。

URL:<https://www.npo-homepage.go.jp/uploads/h28-social-impact-sokushin-chousa-02.pdf>

ロジックモデル作成ガイド

日本財団が発表しているロジックモデルの作成ガイド。基本的な考え方から事例までを簡潔にまとめている。

- 発行者: 日本財団
- 主たる読者の想定: インパクトを生み出すことを目指す事業や組織全般
- 主な利用場面: シンプルにまとめられており、まず概要を理解したい場合に有用。
- 主な記載内容(抜粋)
 - ロジックモデルの作り方 - 本資料では「最終アウトカムの検討」、「中間・初期アウトカムの検討」、「具体的な事業内容の検討」の3ステップで説明。
 - 具体的なロジックモデルの事例についても掲載されている。

URL: https://www.nippon-foundation.or.jp/app/uploads/2019/01/gra_pro_soc_gui_03.pdf

ロジックモデル解説

ロジックモデルの作成方法については日本財団の「ロジックモデル作成ガイド」を基にしているが、それに加え分野別の事例を掲載しており、具体事例を複数参照したい場合に有用。

- 発行者: SIMI(社会的インパクト・マネジメント・イニシアチブ)
- 主たる読者の想定: 事業者
- 主な利用場面: 他のソースでは限定的だった実際の事例について、分野別に詳細に紹介されており、自身の事業や取組を考えるうえで参照可能。
- 主な記載内容(抜粋)
 - 次の各分野の詳細事例を掲載 - 教育、就労支援、地域 まちづくり、環境教育、文化芸術、福祉(介護予防)、子育て支援、防災、ホームレス支援、スポーツ、ヘルスケア、ソーシャルキャピタル

URL: https://simi.or.jp/tool/logic_model

インパクト評価指標について詳細に知りたい場合

地方創生SDGsローカル指標リスト

地方公共団体が置かれている状況を加味し、SDGsに紐づいて国連統計委員会が提案している約230の指標を内閣府において地方創生SDGsの観点で指標化したリスト。本ガイドラインの主たる読者である地方公共団体・地域事業者にとって利用しやすい指標となっている。各指標はあくまでも提案であり、最終的には各地方公共団体の施策目標、達成目標の内容と照らし合わせて検討し、必要に応じ独自の指標を設定することが望ましい。

- 発行者: 内閣府地方創生推進事務局自治体SDGs推進評価・調査検討会
- 主たる読者の想定: 地方公共団体(地域事業者・地域金融機関も参照可能)

- 主な利用場面: インパクト指標の検討において、地方公共団体の状況を踏まえ作成された指標例として参照。既存の統計等でデータが入手可能な項目が多く、定量化ができる指標の検討においても有用。
- 主な記載内容(抜粋)
 - SDGsの各項目に対応する形で「ローカル指標(案)」を掲載。ただし、項目によっては継続検討中のものもあり、あくまでも「提案」であることに留意が必要。

URL: https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/kaigi/sonota/sdgs_shihyou_risuto_2.pdf

地方創生SDGs取組達成度評価項目一覧

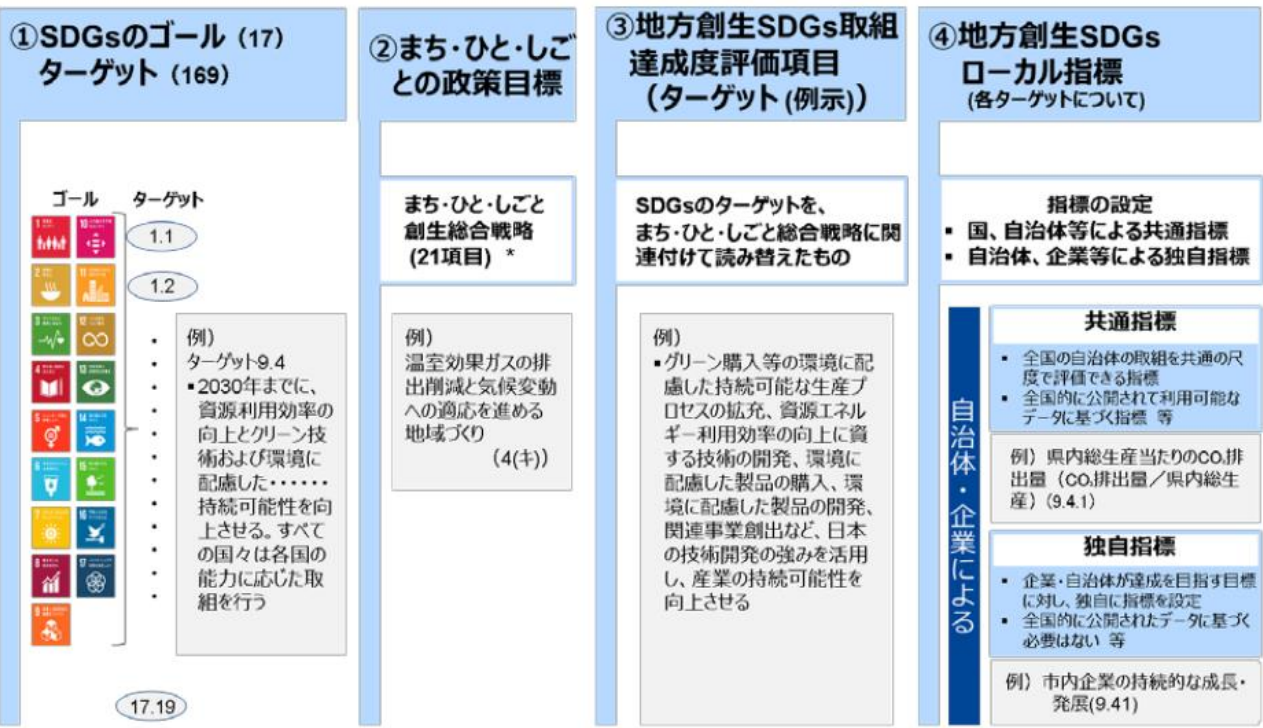
SDGsのターゲットを、「まち・ひと・しごと総合戦略」に関連付けて読み替えた評価項目。ローカル指標と同様に、グローバルの考えであるSDGsを、日本、並びに地方公共団体の文脈に合わせて検討した内容となっている。指標ではなく「評価項目」として整理されているが、それを基にインパクト指標を検討することが可能。

- 発行者: 内閣府地方創生推進事務局 地方創生SDGs金融調査・研究会
- 主たる読者の想定: 地方公共団体(地域事業者・地域金融機関も参照可能)
- 主な利用場面: インパクト指標の検討において、地方公共団体の状況を踏まえ作成された指標例として参照。指標として参照すべきデータ等は「ローカル指標」に詳しいため、併せて参照すると有効。
- 主な記載内容(抜粋)
 - ローカル指標同様、SDGsの各項目に対応する形で取組達成度評価項目を掲載。

URL: https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/kaigi/pdf/sdgs_finance_evaluation_item.pdf

【参考 - SDGsのゴール・ターゲットと、内閣府の関連指標の関係性】

(内閣府「地方創生SDGs取組達成度評価項目一覧」より引用)



アウトカム指標データベース

全国で取り組まれているインパクト評価で用いられている指標を集約、一覧化したサイト。分野、もしくはステークホルダーでの絞り込みが可能で、キーワード検索も可能となっており、自身の取組に関連した指標の事例を検索する際に有用。

- 発行者:SIMI(社会的インパクト・マネジメント・イニシアチブ)
- 主たる読者の想定:事業者
- 主な利用場面:インパクト指標の検討において、既存の取組における指標例として参照。検索性も高く、自身の事業や取組が定まっている場合は活用しやすいと想定。
- 主な記載内容(抜粋)
 - 次の分野での絞り込みが可能 - スポーツ、ソーシャルキャピタル、ヘルスケア、ホームレス支援、地域町づくり、子育て支援、就労支援、教育、文化芸術、環境教育、福祉(介護予防)、防災
 - 次のステークホルダーでの絞り込みが可能 - イベントボランティア、こども、スポンサー、プログラム参加者、ホームレス(元ホームレスを含む)、参加者周辺、地域・地域住民、家族、寄付先、行政、親、高齢者

URL:https://simi.or.jp/tool/outcome_indicators_db

(参考)IRIS+

インパクトを測定するための指標カタログとして、2008 年から開発・運用されている。主にインパクト投資家を想定したソースで、英語のカタログだが、インパクト評価のグローバルスタンダードとなっている。

- 発行者:GIIN(Global Impact Investing Network)
- 主たる読者の想定:インパクト投資家(投資先の事業者の指標でもあり、事業者も活用可能)
- 主な利用場面:英語ではあるが、グローバルスタンダードでの指標設定を実施する場合には有用。
- 主な記載内容(抜粋)
 - インパクトカテゴリーやSDGsからインパクト指標を絞り込むことが可能。
 - インパクトカテゴリー(原文) - Agriculture, Air, Biodiversity & Ecosystems, Climate, Diversity & Inclusion, Education, Employment, Energy, Financial Services, Health, Real Estate, Land, Oceans & Coastal Zones, Pollution, Waste, Water, Cross Category, Infrastructure

URL:<https://iris.thegiin.org/>

社会的インパクト・マネジメントと IRIS+との対応

先述の IRIS+を、インパクト指標としてどのように活用するかを説明した文章。実際の IRIS+の画面イメージと共に指標の検索方法と検討ステップを説明しており、グローバルスタンダードの指標設定を実施する場合には有用なガイダンス。

- 発行者:SIMI(社会的インパクト・マネジメント・イニシアチブ)
- 主たる読者の想定:事業者
- 主な利用場面:海外投資家や、取引先の上場企業とのコミュニケーション等を想定し、グローバルスタンダードの指標設定を行いたい場合のガイドブックとして有用。
- 主な記載内容(抜粋)
 - IRIS+の概説
 - インパクト評価における IRIS+の活用方法 等

URL:https://simi.or.jp/wp-content/uploads/2021/06/SIM-guideline-Ver.2_guidance-document_IRIS.pdf

インパクトファイナンスについて詳細に知りたい場合(地域金融機関向け)

グリーンから始めるインパクト評価ガイド

環境省の「ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース」(ESG 金融ハイレベル・パネル)において取りまとめられたガイド。投資家としてインパクト評価を実施する際の全体像と、その際に活用可能なツール等を取りまとめた資料。

- 発行者:環境省 ESG 金融ハイレベル・パネルポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
- 主たる読者の想定:投資家
- 主な利用場面:地域金融機関として、体系的にインパクトファイナンスに取り組む際の基礎資料として参照。
- 主な記載内容(抜粋)
 - インパクト評価の基本的手順(インパクトの特定、インパクトの事前評価、インパクトの事前評価結果の確認、モニタリング、情報開示)
 - インパクトの管理体制の構築
 - 独立した評価(レビュー)を行う場合のポイント
 - 付属資料(評価指標の例、インパクトファイナンス評価・情報開示事例集、等)

URL:https://greenfinanceportal.env.go.jp/policy_budget/esg_highlevelpanel/pif_taskforce.html

最後に

地方公共団体の制度構築・運用事例を別冊¹⁶にとりまとめた。「宣言」「認証」「登録」について、制度構築の背景・目的、制度運用状況、担当者の「生の声」等を掲載しているため、参考されたい。

「宣言」制度事例

① 真庭SDGsパートナー制度

② 静岡市SDGs宣言

「登録」制度事例

① 長野県SDGs推進企業登録制度

② かながわSDGsパートナー

③ 千葉県 ちばSDGsパートナー登録制度

「認証」制度事例

① さいたま市SDGs企業認証制度

② とっとりSDGs企業認証制度

③ 横浜市 SDGs認証制度“Y－SDGs”

¹⁶ 地方創生SDGs宣言・登録・認証制度ガイドライン 2024 年度【別冊】

[annex.pdf \(chisou.go.jp\)](https://chisou.go.jp/annex.pdf)

地方創生SDGs金融調査・研究会（敬称略・五十音順）

※2024 年 11 月時点、敬称略・五十音順

◎: 座長 ○: 座長代理

（委員一覧）

村上 周三(◎) 一般財団法人住宅・建築 SDGs 推進センター 理事長
一般社団法人環境不動産普及促進機構 理事長

竹ヶ原啓介(○) 政策研究大学院大学 教授

大久保 光 大東京信用組合 総合企画部 部長

大久保 尊則 多摩信用金庫 経営戦略室長

太田 寛 長野県安曇野市 市長

大橋 達 名古屋銀行 執行役員法人営業部長

金井 司 三井住友信託銀行株式会社経営企画部フェロー役員

蟹江 憲史 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科教授

萱津 拓也 常陽銀行 コンサルティング営業部長

重藤 さわ子 事業構想大学院大学 教授

千葉 繁 茨城県阿見町 町長

富永 隼行 熊本県 企画振興部長

長谷川 知子 日本経済団体連合会 常務理事

（オブザーバー）

内閣官房

金融庁

環境省

留意事項

- 本ガイドラインに法的拘束力はなく、ある行為等が、本ガイドラインに記載された事項（「べきである」と表記した項目を含む。）に準拠しなかったことをもって、本ガイドラインに基づき法令上の罰則等が課されるものではない。
- 地方創生SDGs金融調査・研究会（事務局：内閣府地方創生推進事務局）は、本ガイドラインに記載された情報の利用等、又は、本ガイドラインの変更、廃止等に起因し、又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用について、いかなる者に対しても何らの責任を負うものではない。